第３期
網走市　子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

第１節　計画策定の目的

平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年８月に制定された「子ども・子育て関連３法」に基づき、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的に推進することが目指され、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

網走市では、令和２年３月に「第２期網走市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした総合的な子育て支援を推進してきました。

「第３期網走市子ども・子育て支援事業計画計画」は、本市の子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや確保方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにすることを目的としています。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、各年度の「子どものための教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。

なお、本市においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連３法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次世代育成支援行動計画（後期計画）で掲げた各分野における施策の方向性をふまえ、本計画で位置づけます。

第３節　計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和７（2025）年度から、令和 11（2029）年度までを計画期間とします。

網走市の子どもと子育て家庭の現状と課題

年齢３区分人口の推移

令和６年の 15 歳未満の年少人口は 3,101 人となっており、年々減少が続いています。また年齢３区分の人口割合の推移をみると、15 歳未満人口割合は平成 17 年に 13.1%でしたが、令和６年には 9.6%へと減少しています。15～64 歳人口割合も 66.9%から 56.3%へ減少しています。

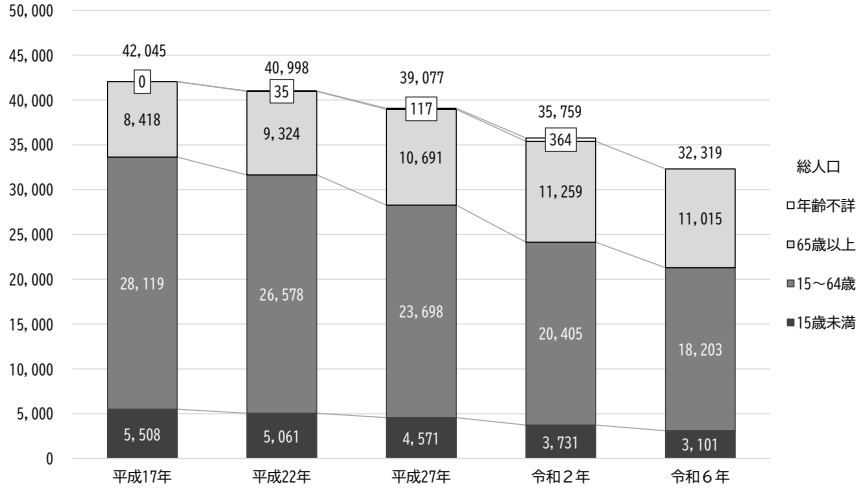

保育サービスなどの状況

認可保育所は、令和６年４月現在、公立が１園あり、児童数は直近の令和６年では 42 人となっています。認定こども園は、令和２年度まで私立３園でしたが、令和３年４月に私立幼稚園１園が認定こども園に移行し、４園となり、令和４年４月に私立幼稚園１園、私立認可保育所がそれぞれ認定こども園に移行し、６園となりました。児童数は直近の令和６年では６園で 592 人となっています。幼稚園は、令和２年度まで私立が３園ありましたが、１園が令和３年４月、１園は令和４年４月から認定こども園に移行し、令和６年４月現在私立が１園となっています。児童数は減少傾向にあります。

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
認可保育所	施設数（か所）	2	2	1	1	1
	定員（人）	180	180	60	60	60
	児童数（人）	193	181	52	48	42
認定こども園	施設数（か所）	3	4	6	6	6
	定員（人）	512	602	812	812	762
	児童数（人）	413	528	646	633	592
幼稚園	施設数（か所）	3	2	1	1	1
	定員（人）	255	110	50	50	50
	児童数（人）	155	84	36	32	31

アンケート調査結果から

子育てのしやすさ

網走市は子育てしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」は就学前児童の保護者で12.6%、小学生の保護者で15.8%、「どちらかというとそう思う」は同様に40.3%と50.5%となっています。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の２つを合わせると、それぞれ52.9%と66.3%となり、半数以上の人が肯定的な評価をしています。

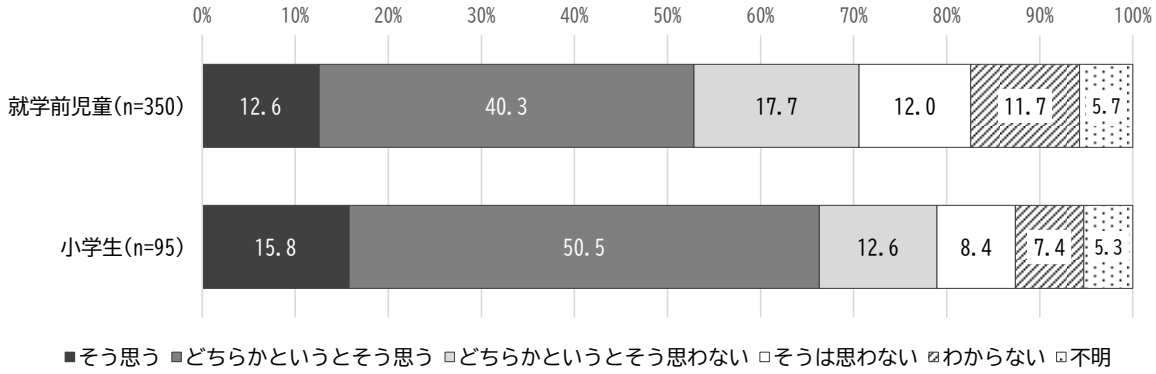

保護者の就労状況

就学前児童保護者（母親）について、前回調査と比較すると、「フルタイムで就労している」は増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は大きく減少しています。

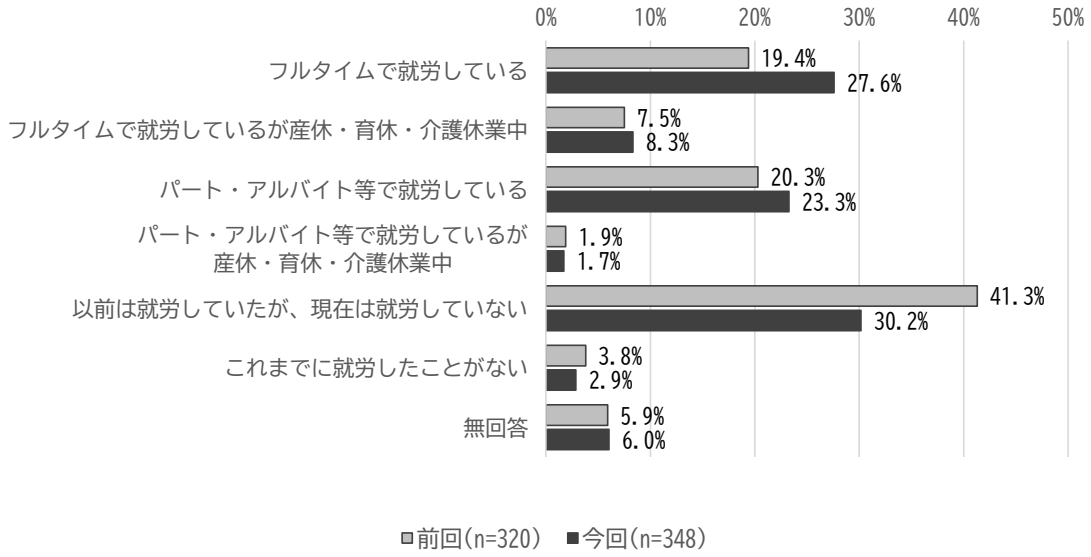

施策の体系

基本目標を実現するための施策の体系は、以下のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策
親も子も　地域とともに育つまち　あばしり	1．地域における子育ての支援	1－1　地域における子育て支援サービスの充実
		1－2　教育・保育サービスの充実
		1－3　子育て支援ネットワークの充実
		1－4　児童の健全育成
		1－5　地域力の活用
	2．母と子の健康の確保及び増進	2－1　子どもや母親の健康確保
		2－2　「食育」の推進
		2－3　思春期保健対策の充実
		2－4　小児医療の充実
	3．子どもの教育環境の整備	3－1　次代の親の育成
		3－2　学校の教育環境等の整備
		3－3　家庭や地域の教育力の向上
		3－4　子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4．子育てを支援する生活環境の整備	4－1　子育てにやさしい生活環境の整備
		4－2　安全・安心まちづくりの推進
	5．職業生活と家庭生活との両立の推進	5－1　子どもと子育てについての意識改革の推進
	6．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	6－1　児童虐待防止対策の充実
		6－2　ひとり親家庭への支援
		6－3　障がい・発達に凸凹のある子どもへの支援
		6－4　困難な状況にある子どもへの支援
		6－5　子どもの貧困対策

子ども・子育て支援サービスの需要量と確保方策

教育・保育給付の需要量と確保方策

１号認定～３号認定において必要とされる量の見込みに対し、対応できる体制となっています、

単位（人）		量の見込み					確保方策	
		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	利用定員	充足状況
１号認定	（３～５歳）	180 （50）	172 （48）	163 （46）	159 （44）	154 （43）	390	○
２号認定	（３～５歳）	337	322	306	297	289	560	○
３号認定	０歳	45	44	43	41	40	51	○
	１歳	67	69	67	65	65	80	○
	２歳	84	77	79	77	75	84	○

地域子ども・子育て支援事業の事業内容

事業名	事業内容	確保方策
利用者支援事業	子どもとその保護者が、保育園などの教育・保育施設の利用や、一時預かりなど地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように身近な場所で支援を行う事業です。	「子育て世帯包括支援センターユカリエ」にて実施していきます。
子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを身近な場所で実施する事業です。	現在、子育て支援センター「ひまわり」と「どんぐり」で実施しており、引き続き、事業を実施していきます。
妊婦健康診査	妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	保健センターにて健診費用を助成します。
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）は、生後４か月までの乳児がいる全家庭を保健師・助産師・看護師・保育士等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。	乳児のいる全家庭に対し、実施していきます。
養育支援訪問事業等	養育支援が特に必要な家庭を保健師・助産師・看護師・保育士等が訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを行う事業です。	本市では、新制度における当事業は実施していませんが、保健師の訪問による相談支援を行っており、引き続き支援を実施していきます。

事業名	事業内容	確保方策
子育て短期支援事業	ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。 トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。	アンケートからは、ニーズは見られませんでしたが、今後、ニーズが生じた場合に、実施体制の確保に努めます。
子育てサポートセンター（子育て援助活動支援事業）	子育てサポートセンター（ファミリー・サポート・センター）は、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。	引き続き、実施体制の確保に努めます。
一時預かり事業	一時預かり事業は、幼稚園の在園児を対象にした事業と、それ以外の事業に分けて需要量を算出しています。後者については、在園児以外の保護者の不定期の利用が対象となります。本市では保育所、認定こども園、幼稚園で実施しています。	引き続き、ニーズに応じた受入れを行っていきます。
延長保育事業	延長保育事業は、11 時間以上の開所時間で保育を行う事業です。	現在、２か所の認定こども園と１か所の保育園で実施しており、引き続き実施していきます。
病児保育事業	病児保育事業は、子どもが急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースなどで看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。	本市では、令和元年度から病後児保育事業を実施しており、今後とも実施体制の確保に努めます。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。	利用対象児童はすでに小学校６年生までに拡大されており、引き続き実施体制の確保に努めます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	「実費徴収に係る補足給付を行う事業」とは、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。	本市では、未実施ですが、今後必要に応じて検討します。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とは、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。	本市では、未実施ですが、今後必要に応じて検討します。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱え	網走市社会福祉協議会に委託し、実施していきます。

事業名	事業内容	確保方策
	る不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	今後、ニーズに応じて実施体制の確保に努めます。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。	今後、ニーズに応じて実施体制の確保に努めます。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	健康推進課および保健師で事業を実施していきます。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。	令和８年度より市内保育施設等により実施していきます。
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。	健康推進課および保健師で事業を実施していきます。

地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保方策

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業		需要量【か所】	1	1	1	1	1
		確保方策【か所】	1	1	1	1	1
子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）		需要量【人日/月】	1,147	1,112	1,105	1,070	1,040
		確保方策【か所】	2	2	2	2	2
妊婦一般健康診査		需要量【人回／年】	2,016	1,960	1,876	1,848	1,792
		確保方策【人回／年】	2,016	1,960	1,876	1,848	1,792
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）		需要量【人／年】	148	144	140	134	132
		確保方策【人／年】	148	144	140	134	132
子育てサポートセンター（子育て援助活動支援事業）		需要量【人日／年】	194	185	180	171	165
		確保方策【人日／年】	194	185	180	171	165
一時預かり事業	幼稚園在園児型	需要量【人日／年】	15,913	15,221	14,439	14,048	13,657
		確保方策【人日／年】	15,913	15,221	14,439	14,048	13,657
	非在園児型	需要量【人日／年】	1,192	1,148	1,113	1,080	1,050
		確保方策【人日／年】	1,192	1,148	1,113	1,080	1,050
延長保育事業		需要量【人日／月】	11	11	10	10	10
		確保方策【人日／月】	11	11	10	10	10
病児保育事業		需要量【人日／年】	1	1	1	1	1
		確保方策【人日／年】	1	1	1	1	1
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	需要量	１年【人】	76	71	67	66	80
		２年【人】	64	61	57	54	70
		３年【人】	51	47	44	42	51
		４年【人】	22	22	21	20	26
		５年【人】	10	9	9	8	8
		６年【人】	3	4	3	3	4
		合計【人】	226	214	201	193	239
	確保方策	【人】	200	200	200	200	200
子育て世帯訪問支援事業		需要量【人日】	912	869	846	804	775
		確保方策【人日】	912	869	846	804	775
妊婦等包括相談支援事業	需要量	【妊娠届出数】	154	148	142	136	132
		【1組当たり面談回数】	3	3	3	3	3
		【面談実施合計回数】	432	420	402	396	384
	確保方策		432	420	402	396	384
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	０歳児	需要量	4	4	3	3	4
		確保方策	4	4	3	3	4
	１歳児	需要量	7	7	7	6	7
		確保方策	7	7	7	6	7
	２歳児	需要量	7	6	6	6	7
		確保方策	7	6	6	6	7
産後ケア事業		需要量	262	255	244	240	233
		確保方策	健康推進課および保健師				

第３期網走市子ども・子育て支援事業計画
令和７年３月
発行　網走市子育て支援課
〒093-8555 北海道網走市南５東１丁目10番地